

第4章 北九州市子ども・子育て支援事業計画

1 乳児・幼児期の教育や保育の推進

(1) 教育・保育の提供区域の設定

教育・保育の提供区域は、行政区（門司区、小倉北区、小倉南区、若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区）を単位として設定します。

主な理由

- 本市は、五市合併という都市形成の成り立ちから、地理的な要件、人口、交通網や公的施設等社会的基盤の整備など、行政区を一つのまとまりとして発展してきた経緯があるため。
- 認可保育所の整備は、これまで地域のニーズを踏まえながら適正配置に努めてきており、現在、年度当初の待機児童等が発生していない。今後は、宅地造成等による地域の児童数の変動などを踏まえ、行政区の中でバランスを取りながら、適正な教育・保育の提供に努める必要があるため。
- 教育・保育の利用状況を見れば、居宅から移動可能な範囲は送迎バスや自家用車利用などにより、徒歩生活圏から広がっていること。
- 教育・保育の提供は、行政区を一つの単位として情報を集約し、個々の状況に応じた利用調整を行うこと。

※「教育・保育」とは、認定こども園、幼稚園、保育所の施設と、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の事業を指します。

(2) 教育・保育の「量の見込み」と「確保の方策」

量の見込みは、「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」の実績（平成27～30年度）から推計した認定区分ごとの各年度の利用意向率に、令和2～6年までの推計児童数を乗じて算定しました。

教育・保育の量の見込みと確保の方策について

【市全域】

量の見込みと提供体制の確保の方策

(単位：人)

区分	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度																																																																			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号																																																																	
	幼児期の学校教育の利用希望が強い 3～5歳児 1・2歳児 0歳児				幼児期の学校教育の利用希望が強い 3～5歳児 1・2歳児 0歳児				幼児期の学校教育の利用希望が強い 3～5歳児 1・2歳児 0歳児				幼児期の学校教育の利用希望が強い 3～5歳児 1・2歳児 0歳児				幼児期の学校教育の利用希望が強い 3～5歳児 1・2歳児 0歳児																																																																			
量の見込み(a)	12,125	6,319	9,505	6,946	3,156	11,675	6,082	9,438	7,013	3,212	11,135	5,790	9,297	7,086	3,278	10,693	5,548	9,205	7,173	3,338	10,292	5,334	9,146	7,266	3,394																																																											
確保の方策(b)	教育・保育施設等				13,455				10,175				6,536				2,865				13,415				10,259				6,557				2,929				13,375				10,321				6,624				2,998				13,335				10,375				6,696				3,063				13,295				10,429				6,793				3,124			
	地域型保育事業								691				309								691				309								691				309								691				309								691				309																							
(b) - (a)	1,330				670				281				18				1,740				821				235				26				2,240				1,024				229				29				2,642				1,170				214				34				3,003				1,283				218				39							
保育利用率の目標	令和2年度	1・2歳児		0歳児		令和3年度	1・2歳児		0歳児		令和4年度	1・2歳児		0歳児		令和5年度	1・2歳児		0歳児		令和6年度	1・2歳児		0歳児																																																												
		51.1%		47.0%			52.7%		49.1%			54.5%		51.2%			56.2%		53.3%			58.1%		55.3%																																																												

【門司区】

量の見込みと提供体制の確保の方策

(単位：人)

区分	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度																																																															
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号																																																													
	幼児期の学校教育の利用希望が強い 3～5歳児 1・2歳児 0歳児				幼児期の学校教育の利用希望が強い 3～5歳児 1・2歳児 0歳児				幼児期の学校教育の利用希望が強い 3～5歳児 1・2歳児 0歳児				幼児期の学校教育の利用希望が強い 3～5歳児 1・2歳児 0歳児				幼児期の学校教育の利用希望が強い 3～5歳児 1・2歳児 0歳児																																																															
量の見込み(a)	1,030	593	878	547	248	963	554	849	534	245	897	516	817	523	244	853	491	804	515	242	805	464	785	509	241																																																							
確保の方策(b)	教育・保育施設等				1,139				969				594				249				1,144				969				594				249				1,144				969				594				249																															
	地域型保育事業								21				13								21				13								21				13								21				13																															
(b) - (a)	109				91				68				14				181				120				81				17				247				152				92				18				291				165				100				20				339				184				106				21			
保育利用率の目標	令和2年度	1・2歳児		0歳児		令和3年度	1・2歳児		0歳児		令和4年度	1・2歳児		0歳児		令和5年度	1・2歳児		0歳児		令和6年度	1・2歳児		0歳児																																																								
		52.2%		50.1%			54.2%		51.7%			56.0%		53.1%			57.6%		54.5%			59.0%		56.0%																																																								

【小倉北区】

量の見込みと提供体制の確保の方策

(単位：人)

区分	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度									
	1号 幼児期の学校教育の利用希望が強い	2号		3号		1号 幼児期の学校教育の利用希望が強い	2号		3号		1号 幼児期の学校教育の利用希望が強い	2号		3号		1号 幼児期の学校教育の利用希望が強い	2号		3号							
		3～5歳児	1・2歳児	0歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児	3～5歳児	1・2歳児		0歳児	3～5歳児	1・2歳児	0歳児		3～5歳児	1・2歳児	0歳児							
量の見込み(a)	1,517	640	1,898	1,383	653	1,416	597	1,857	1,408	669	1,338	564	1,843	1,396	687	1,257	530	1,823	1,406	702	1,196	504	1,829	1,416	717	
確保の方策(b)	教育・保育施設等	1,870		2,081	1,327	603	1,870		2,085	1,330	619	1,870		2,089	1,333	637	1,870		2,089	1,333	652	1,825		2,139	1,348	667
	地域型保育事業			116	50			116	50			116	50			116	50			116	50			116	50	
(b) - (a)	353	183	60	0	454	228	38	0	532	246	53	0	613	266	43	0	629	310	48	0						
保育利用率の目標	令和2年度	1・2歳児		0歳児		令和3年度	1・2歳児		0歳児		令和4年度	1・2歳児		0歳児		令和5年度	1・2歳児		0歳児		令和6年度	1・2歳児		0歳児		
		51.8%	46.8%	51.8%	48.4%		53.2%	50.0%	53.6%	51.6%		54.6%	53.2%													

【小倉南区】

量の見込みと提供体制の確保の方策

(単位：人)

区分	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度									
	1号 幼児期の学校教育の利用希望が強い	2号		3号		1号 幼児期の学校教育の利用希望が強い	2号		3号		1号 幼児期の学校教育の利用希望が強い	2号		3号		1号 幼児期の学校教育の利用希望が強い	2号		3号							
		3～5歳児	1・2歳児	0歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児	3～5歳児	1・2歳児		0歳児	3～5歳児	1・2歳児	0歳児		3～5歳児	1・2歳児	0歳児							
量の見込み(a)	3,077	1,977	2,381	1,715	764	2,944	1,892	2,403	1,774	794	2,811	1,806	2,417	1,808	825	2,665	1,712	2,411	1,853	854	2,573	1,653	2,445	1,898	884	
確保の方策(b)	教育・保育施設等	3,558		2,632	1,549	679	3,508		2,682	1,564	709	3,463		2,736	1,582	740	3,468		2,740	1,619	769	3,468		2,744	1,664	799
	地域型保育事業			234	85			234	85			234	85			234	85			234	85			234	85	
(b) - (a)	481	251	68	0	564	279	24	0	652	319	8	0	803	329	0	0	895	299	0	0						
保育利用率の目標	令和2年度	1・2歳児		0歳児		令和3年度	1・2歳児		0歳児		令和4年度	1・2歳児		0歳児		令和5年度	1・2歳児		0歳児		令和6年度	1・2歳児		0歳児		
		52.3%	46.6%	53.9%	49.7%		56.2%	52.9%	58.8%	56.0%		61.5%	59.1%													

【若松区】

量の見込みと提供体制の確保の方策

(単位：人)

区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度					
	1号		2号		3号	1号		2号		3号	1号		2号		3号	1号		2号		3号	1号		2号		3号	
	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児		
量の見込み(a)	1,017	611	752	521	232	962	579	735	529	235	904	544	715	540	238	836	503	684	546	241	797	480	675	553	242	
確保 の方 策(b)	教育・保育施設等		1,111	830	525	207	1,111	834	528	210	1,111	834	528	213	1,111	834	528	216	1,111	834	528	217	1,111	834	528	217
	地域型保育事業				46	25			46	25			46	25			46	25			46	25			46	25
(b) - (a)	94	78	50	0	149	99	45	0	207	119	34	0	275	150	28	0	314	159	21	0						
保育利用率の目標	令和2年 度	1・2歳児		0歳児	令和3年 度	1・2歳児		0歳児	令和4年 度	1・2歳児		0歳児	令和5年 度	1・2歳児		0歳児	令和6年 度	1・2歳児		0歳児						
		49.1%	44.0%	50.6%		45.9%	51.5%	47.6%		52.8%	49.4%	54.0%		51.2%												

【八幡東区】

量の見込みと提供体制の確保の方策

(単位：人)

区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度					
	1号		2号		3号	1号		2号		3号	1号		2号		3号	1号		2号		3号	1号		2号		3号	
	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児		
量の見込み(a)	1,137	323	661	509	248	1,105	315	624	502	247	1,091	311	599	490	250	1,084	309	579	486	252	1,072	305	557	484	252	
確保 の方 策(b)	教育・保育施設等		1,169	719	483	236	1,169	719	483	236	1,174	719	483	238	1,174	719	483	240	1,174	719	483	240	1,174	719	483	240
	地域型保育事業				43	12			43	12			43	12			43	12			43	12			43	12
(b) - (a)	32	58	17	0	64	95	24	1	83	120	36	0	90	140	40	0	102	162	42	0						
保育利用率の目標	令和2年 度	1・2歳児		0歳児	令和3年 度	1・2歳児		0歳児	令和4年 度	1・2歳児		0歳児	令和5年 度	1・2歳児		0歳児	令和6年 度	1・2歳児		0歳児						
		65.5%	68.3%	68.0%		71.1%	71.3%	73.5%		73.6%	76.1%	75.5%		78.5%												

【八幡西区】

量の見込みと提供体制の確保の方策

(単位：人)

区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度					
	1号		2号		3号	1号		2号		3号	1号		2号		3号	1号		2号		3号	1号		2号		3号	
	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児		
量の見込み(a)	3,875	1,922	2,306	1,806	833	3,794	1,882	2,328	1,807	848	3,605	1,788	2,279	1,870	863	3,501	1,737	2,278	1,905	879	3,356	1,665	2,246	1,942	894	
確保 の方 策(b)	教育・保育施設等		4,103	2,306	1,597	710	4,103		2,328	1,597	725	4,103		2,332	1,643	740	4,058		2,382	1,678	756	4,063		2,382	1,715	771
	地域型保育事業				227	123			227	123			227	123			227	123			227	123			227	123
(b) - (a)	228		0	18	0	309		0	17	0	498		53	0	0	557		104	0	0	707		136	0	0	
保育利用率の目標	令和2年 度	1・2歳児		0歳児		令和3年 度	1・2歳児		0歳児		令和4年 度	1・2歳児		0歳児		令和5年 度	1・2歳児		0歳児		令和6年 度	1・2歳児		0歳児		
		46.1%		44.3%			48.4%		46.3%			50.3%		48.3%			52.6%		50.3%			54.9%		52.3%		

【戸畑区】

量の見込みと提供体制の確保の方策

(単位：人)

区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度					
	1号		2号		3号	1号		2号		3号	1号		2号		3号	1号		2号		3号	1号		2号		3号	
	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	3～5歳児	1・2歳児	0歳児		
量の見込み(a)	472	253	629	465	178	491	263	642	459	174	489	262	627	459	171	497	267	626	462	168	493	264	609	464	164	
確保 の方 策(b)	教育・保育施設等		505	638	461	181	510		642	461	181	510		642	461	181	510		642	461	181	510		642	461	181
	地域型保育事業				4	1			4	1			4	1			4	1			4	1			4	1
(b) - (a)	33		9	0	4	19		0	6	8	21		15	6	11	13		16	3	14	17		33	1	18	
保育利用率の目標	令和2年 度	1・2歳児		0歳児		令和3年 度	1・2歳児		0歳児		令和4年 度	1・2歳児		0歳児		令和5年 度	1・2歳児		0歳児		令和6年 度	1・2歳児		0歳児		
		54.6%		43.3%			56.8%		44.2%			58.2%		44.8%			59.2%		45.7%			60.3%		46.7%		

2 地域における子ども・子育て支援の推進

(1) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の方策」

ア 妊婦に対して健康診査を実施する事業（市事業名：妊婦健康診査）

妊婦健康診査は、妊婦がおのこの希望する医療機関等を選択しており、また、里帰り等で県外で健診した場合は償還払いを実施していることから、提供区域は、全域（国内）として設定します。

量の見込みは、「健康診査実施率」（実施人数／0歳の児童数）の過去の実績（H27～30年度）の平均値（100.3%）を、推計児童数（0歳）に乗じて算出しました。

健診回数は、過去の実績（H27～30年度）から、一人あたり平均利用回数（12.2回）を算出し、上記人数に乗じました。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	6,767人	6,610人	6,477人	6,350人	6,223人
	82,557回	80,642回	79,019回	77,470回	75,921回
確保の方策	〔実施場所・実施体制〕産科・助産所（市外含む） 〔実施時期〕通年				

イ 乳児家庭全戸訪問事業（市事業名：生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業）

乳児家庭全戸訪問事業は、居住区外への里帰り分娩も含め、各区間で連絡調整しつつ、4か月までの乳児のいる家庭全世帯へ訪問することから、提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、各年度の0歳児の推計児童数を設定しました。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	6,747人	6,591人	6,458人	6,331人	6,205人
確保の方策	〔実施体制〕373人体制 〔実施機関〕北九州市				

ウ 養育支援訪問事業（市事業名：育児支援家庭訪問事業）

育児支援家庭訪問事業は、市全域の関係機関と連携しながら、保健師等が専門的支援を行っていることから、提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、過去の実績（H27～30年度）から算出した利用率（利用人数／0～3歳の児童数）の平均値（8.49%）を、推計児童数（0～3歳）に乗じて算出しました。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	2,395人	2,328人	2,271人	2,221人	2,175人
確保の方策	〔実施体制〕114人体制 〔実施機関〕北九州市				

エ 利用者支援に関する事業（市事業名：保育サービスコンシェルジュ等）

利用者支援事業は、行政区をまたぐ入所希望や相談等が想定されることから、提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、行政区を一つのまとまりとして情報を集約し、利用者の相談等に応じることから、各区1か所を基本に設定しました。

なお、基本型・特定型（保育サービスコンシェルジュ）については、女性の就業・子育ての両立を支援するため、各区に加え、小倉北区AIMビル内のウーマンワークカフェに1か所設置しており、合計8か所とします。

		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	基本型・特定型	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
	母子保健型	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
確保の方策	基本型・特定型	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
	母子保健型	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

オ 地域子育て支援拠点事業（市事業名：親子ふれあいルーム、地域子育て支援センター等）

地域子育て支援拠点事業は、住所地にかかわらず利用することができるため、提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、当該年度の1年前の利用回数に、推計児童数（0～2歳）の対前年増減率を乗じて算出しました。（利用回数は、児童数の一定割合で推移しており、人口の増減がそのまま利用回数に影響すると考えられるため。）

なお、親子ふれあいルームの見込みについては、今後の運営の充実及びPRによる利用増（毎年1%増）を加味しています。

		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み		55,884人回	54,788人回	53,873人回	53,084人回	52,366人回
確保の方策	地域子育て支援拠点事業および類似の施設・事業	18か所				
	その他の施設・事業	129か所				

カ 子育て短期支援事業（市事業名：ショートステイ事業）

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）は、児童養護施設等で実施しており、受入れにあたっては広域で対応しているため、提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、過去の実績（H28～30年度）を基に、想定される利用日数を見込みました。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	800人日	800人日	800人日	800人日	800人日
確保の方策	800人日 (8か所)	800人日 (8か所)	800人日 (8か所)	800人日 (8か所)	800人日 (8か所)

キ 一時預かり事業

(ア) 幼稚園型

一時預かり事業の実施施設である私立幼稚園は、区域を越えて広範囲にわたって園児を受け入れているため、提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、今後5年間の入園児の推計値に、過去の実績（H27～R1年度）から見込んだ一人あたりの平均利用日数（40日）を乗じて算出しました。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(a)	485,000人日	467,000人日	445,400人日	427,720人日	411,680人日
確保の方策(b)	956,000人日	963,800人日	971,600人日	979,400人日	987,200人日
(b)-(a)	471,000人日	496,800人日	526,200人日	551,680人日	575,520人日

(イ) その他

(一時保育事業、子育て援助活動支援事業【ファミリー・サポート・センター事業】(市事業名：ほっと子育てふれあい事業)【就学前児童分】、トワイライトステイ事業)

一時保育事業、ほっと子育てふれあい事業、トワイライトステイ事業は、保護者が、希望する事業等を広範囲から選択していることから、提供区域は市全域として設定します。

一時保育及びほっと子育てふれあい事業の量の見込みは、当該年度の1年前の利用日数に推計児童数(0～5歳)の対前年増減率を乗じて算出しました。(利用日数は、児童数の一定割合で推移しており、人口の増減がそのまま利用日数に影響すると考えられるため)

なお、ほっと子育てふれあい事業については、今後の運営の充実及びPRによる利用増(毎年3%増)を加味しています。

一方、トワイライトステイ事業については、過去の実績(H27～30年度)を基に、想定される利用日数を見込みました。

		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(a)	一時保育	18,863人日	18,360人日	17,818人日	17,363人日	16,966人日
	ほっと子育て	7,197人日	7,215人日	7,213人日	7,239人日	7,286人日
	トワイライト	250人日	250人日	250人日	250人日	250人日
	計	26,310人日	25,825人日	25,281人日	24,852人日	24,502人日
確保の方策(b)	一時保育	239,440人日	239,440人日	239,440人日	239,440人日	239,440人日
	ほっと子育て	7,197人日	7,215人日	7,213人日	7,239人日	7,286人日
	トワイライト	250人日	250人日	250人日	250人日	250人日
	計	246,887人日	246,905人日	246,903人日	246,929人日	246,976人日
(b)-(a)		220,577人日	221,080人日	221,622人日	222,077人日	222,474人日

ク 時間外保育事業(市事業名：延長保育事業)

時間外保育事業(延長保育事業)は、全市単位で必要量を確保するよう実施してきていることから、提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、過去の実績(H27～30年度)を基に算出しました。具体的には、毎年0.4%の減で見込んだ入所児童数に、利用率(利用人数/入所児童数)の平均値(9.2%)を乗じて算出しました。

		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(a)		1,502人	1,464人	1,422人	1,375人	1,324人
確保の方策(b)		2,754人	2,754人	2,754人	2,754人	2,754人
(b)-(a)		1,252人	1,290人	1,332人	1,379人	1,430人

ケ 病児保育事業

病児保育事業は、受託希望の医療機関が限られており、必要量を確保するためにはできるだけ区域を広くする必要があるので、提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、過去の実績（H27～30年度）を基に算出した利用率（利用日数／0～11歳の児童数）を毎年0.45%増で見込み、推計児童数に乗じて算出しました。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(a)	9,400人日	9,603人日	9,799人日	9,971人日	10,104人日
確保の方策(b)	22,776人日	22,776人日	24,528人日	24,528人日	24,528人日
	(13か所)	(13か所)	(14か所)	(14か所)	(14か所)
(b)-(a)	13,376人日	13,173人日	14,729人日	14,557人日	14,424人日

コ 子育て援助活動支援事業〔ファミリー・サポート・センター事業〕

（市事業名：ほっと子育てふれあい事業）【就学後児童分】

ほっと子育てふれあい事業は、保護者が、希望する事業等を広範囲から選択していることから、提供区域は市全域として設定します。

量の見込みは、当該年度の1年前の利用日数に推計児童数（6～11歳）の対前年増減率を乗じて算出しました。（利用日数は、児童数の一定割合で推移しており、人口の増減がそのまま利用日数に影響すると考えられるため）

なお、今後の運営の充実及びPRによる利用増（毎年3%増）を加味しています。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	4,369人日	4,426人日	4,499人日	4,548人日	4,563人日
確保の方策	4,369人日	4,426人日	4,499人日	4,548人日	4,563人日

サ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブの全児童化の方針に沿って、希望する全ての児童の受入ができていますことから、提供区域は市全域を単位とします。

量の見込みについて、新入生（小学1年生）は、過去の実績（H29～R1年度）から算出した利用率（登録児童数／小学1年の児童数）を、各年度2%増で見込み、推計児童数に乗じて算出しました。

小学2年生以降は、児童が次の学年に上がってもクラブの利用（登録）を続けている割合（定着率）を、過去の実績（H29～R1年度）から算出し、1学年前の登録児童数に乗じて算出しました。

		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	1年生	3,605人	3,720人	3,848人	3,829人	3,833人
	2年生	3,335人	3,389人	3,497人	3,617人	3,599人
	3年生	2,728人	2,735人	2,779人	2,868人	2,966人
	4年生	1,762人	1,882人	1,887人	1,918人	1,979人
	5年生	1,018人	1,022人	1,092人	1,094人	1,112人
	6年生	536人	590人	593人	633人	635人
	計	12,984人	13,338人	13,696人	13,959人	14,124人
確保の方策		12,984人	13,338人	13,696人	13,959人	14,124人
		(133か所)	(133か所)	(133か所)	(133か所)	(133か所)

シ 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業など

子どもの人権を侵害し、心身の発達に影響を及ぼす虐待などから子どもを守るために、要保護児童対策地域協議会をはじめとし、警察や医療、行政など関係機関との連携強化を図ります。また、関係職員を対象とした研修にも取り組み、専門性の向上に努めます。

なお、具体的な取り組みは、施策9「児童虐待への対応（子どもを虐待から守る条例の推進）」などに掲載しています。

実費徴収に係る補足的給付を行う事業（平成28年4月1日より施行）については、今後も必要分を見込み、実施していきます。

3 乳児・幼児期の教育や保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定子ども園の普及

認定子ども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。平成18年に認定子ども園制度が創設され、平成31年4月現在、22園が設置されています。

本市では、幼稚園及び保育所等が認定子ども園への移行を希望する場合に、引き続き情報提供や相談対応等の移行支援をきめ細かく行うことにより、認定子ども園の普及に努めます。

また、現在設置されている認定子ども園に、幼稚園及び保育所等からの移行を希望している、または、検討している園数を加えた40園程度を本計画で定める数とします。

○幼稚園及び保育所から認定子ども園への移行

認定子ども園の認可・認定にあたっては、提供区域（行政区）ごとの需要（量の見込み）と供給（確保の方策）の状況に応じて行うことになっています。

本市では、認定子ども園の普及のため、幼稚園及び保育所からの移行については、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行うものとします。

ただし、利用定員の設定については、提供区域ごとの事情に配慮するものとします。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、必要性とその推進

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、子どもやその家庭をめぐる環境が困難な状況にある中、地域社会の構成員は保護者に寄り添い子育てを支援し、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

特に乳幼児期においては、子どもの発達において人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、安心できる人的および物的環境の下で、子どもの生命の保持や情緒の安定を図るための援助が行えるよう質の高い教育・保育を総合的に提供する必要があります。

また、すべての子どもや家庭を対象に、地域において、妊娠・出産期から切れ目のない支援や子育てに関する相談、情報提供、保護者の学びなど多様で総合的な子育て支援に取り組む必要があります。

本市は、このような子育て支援を総合的・計画的に実施するため、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、毎年度、進捗状況の把握など点検・評価を行いながら着実に進めていきます。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業、小学校との連携

小規模保育事業等から保育所等への接続、保育所・幼稚園等から小学校への接続は、保護者にも子どもの発達にとっても、より円滑に進むことが望まれます。

そこで本市は、小規模保育事業など地域型保育事業に連携施設を設定することや各区役所に保育サービスコンシェルジュを配置することで、小規模保育事業等から保育所等への円滑な接続を確保していきます。

また、幼稚園・保育所等から小学校への接続については、引き続き、関係機関が保幼小連携推進連絡協議会を設置し連絡・連携体制づくりを進めるとともに、合同研修会の開催や啓発パンフレットの活用など、さらなる連携の質の向上にも努めていきます。

なお、具体的な取り組みは、施策(3)「乳児・幼児期の教育や保育の充実」のうち、柱①「教育・保育の質の向上と量の確保」や柱③「幼稚園、保育所等と小学校の連携の充実」などに掲載しています。

4 乳児・幼児期の教育や保育、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と、資質向上のための取り組み

質の高い乳児・幼児期の教育や保育、地域子ども・子育て支援の提供に当たって、基本となるのは人材であり、国や地方自治体、事業者は従事する人材の確保と養成を総合的に取り組むことが重要です。

そこで本市は、保育士等の人材確保に向けて、保育士資格取得見込みの学生等を対象にした就職説明会や保育士資格を再活用するための研修を実施するとともに、保育士の処遇改善に取り組む施設への支援を行います。また、福岡県が都道府県子ども・子育て支援事業計画において定める、保育士等教育・保育に従事する者の確保に係る取り組みと連動しながら、人材の確保に努め、本市の「子ども・子育て支援事業計画」を着実に進めるための環境づくりにも取り組んでいきます。

教育・保育の質の向上については、幼稚園教諭や保育士等を対象に実施する研修内容を充実し、専門性の向上を図ります。

地域子ども・子育て支援事業についても、関係職員を対象とする研修の実施はもとより、さまざまな専門機関との連携などにより子どもの処遇や支援内容のより一層の充実に努めます。

なお、具体的な取り組みは、施策(1)「母子保健の充実」や施策(3)「乳児・幼児期の教育や保育の充実」、施策(4)「放課後児童の健全育成」などに掲載しています。

5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施と連携

社会的養護が必要な子どもや児童虐待への対応、ひとり親家庭等の自立支援、障害児施策など配慮を要する子どもへの支援を促進するためには、各機関での専門的な対応や相互の連携が必要です。

そこで本市は、社会的養護が必要な子どもへの支援として、家庭と同様な養育環境としての里親・ファミリーホームの普及促進や児童養護施設の小規模かつ地域分散化を進めるとともに、職員の資質向上や子どもの自立に向けた支援などに取り組んでいきます。

ひとり親家庭等については、安定的な収入を確保するため、就労支援のさらなる充実を図るとともに、子育て・生活支援や経済的支援などにも努め、総合的な自立支援に向けての取り組みを進めていきます。

児童虐待については、引き続き、育児不安の軽減を図るなど発生予防に努めるとともに、児童虐待が発生したときは早期発見・早期対応に努め、子どもの安全を第一に考えた取り組みを進めていきます。

障害児施策については、早期発見と相談・支援体制の強化や専門機関の機能強化を図るとともに、発達障害のある子どもへの支援の充実や社会的な理解の促進を図ります。

あわせて、これらの専門機関や関係部署が相互に連携しながら、配慮を要する子どもや家庭への支援を充実していきます。

なお、具体的な取り組みは、施策（8）「社会的養護が必要な子どもへの支援」や施策（11）「ひとり親家庭等への支援」、施策（9）「児童虐待への対応（子どもを虐待から守る条例の推進）」、施策（10）「障害のある子どもや発達の気になる子どもへの支援」などに掲載しています。

※本計画に掲載していない事項は、子ども・子育て支援法やその基本指針等の関係法令などに従い実施していきます。

【参考】令和2年から令和6年までの推計児童数

● 推計児童数の算定の考え方

令和2～6年までの推計児童数は、国の示した「地域行動計画策定の手引き」に基づき算定しました。基礎となる人口のデータは、平成27～31年の本市の住民基本台帳の登録人口（外国人登録を含む）を使用しました。

● 推計児童数（各年4月1日の児童数）

市全域

年齢	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
0歳	6,747人	6,591人	6,458人	6,331人	6,205人
1・2歳	14,142人	13,759人	13,425人	13,136人	12,876人
3～5歳	22,594人	21,973人	21,191人	20,558人	20,028人
計	43,483人	42,323人	41,074人	40,025人	39,109人
6～11歳	48,139人	47,342人	46,731人	45,861人	44,672人

門司区

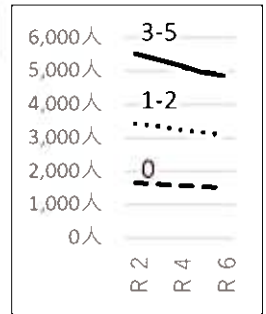
年齢	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
0歳	523人	507人	493人	481人	468人
1・2歳	1,179人	1,135人	1,098人	1,068人	1,042人
3～5歳	2,011人	1,923人	1,830人	1,780人	1,719人
計	3,713人	3,565人	3,421人	3,329人	3,229人
6～11歳	4,613人	4,503人	4,449人	4,252人	4,104人

小倉北区

年齢	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
0歳	1,395人	1,383人	1,373人	1,360人	1,347人
1・2歳	2,786人	2,792人	2,725人	2,703人	2,680人
3～5歳	4,185人	4,077人	4,029人	3,967人	3,963人
計	8,366人	8,252人	8,127人	8,030人	7,990人
6～11歳	8,163人	8,106人	8,100人	8,098人	8,002人

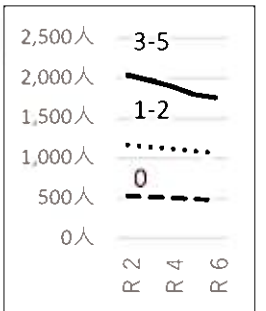
小倉南区

年齢	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
0歳	1,638人	1,596人	1,560人	1,526人	1,496人
1・2歳	3,406人	3,338人	3,232人	3,154人	3,084人
3～5歳	5,506人	5,334人	5,160人	4,955人	4,847人
計	10,550人	10,268人	9,952人	9,635人	9,427人
6～11歳	11,678人	11,459人	11,285人	11,041人	10,771人



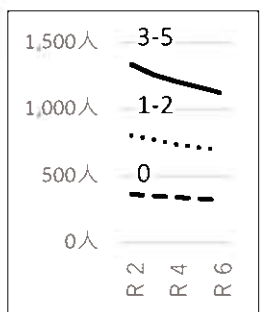
若松区

年齢	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
0歳	527人	512人	500人	488人	473人
1・2歳	1,162人	1,135人	1,114人	1,087人	1,063人
3～5歳	2,035人	1,969人	1,893人	1,793人	1,751人
計	3,724人	3,616人	3,507人	3,368人	3,287人
6～11歳	4,429人	4,414人	4,399人	4,393人	4,286人



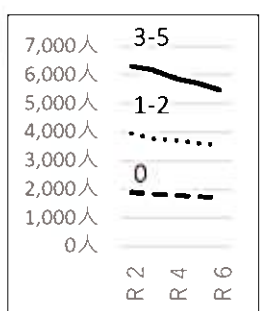
八幡東区

年齢	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
0歳	363人	349人	340人	331人	321人
1・2歳	803人	773人	738人	715人	697人
3～5歳	1,336人	1,260人	1,209人	1,169人	1,125人
計	2,502人	2,382人	2,287人	2,215人	2,143人
6～11歳	3,031人	2,958人	2,873人	2,782人	2,651人



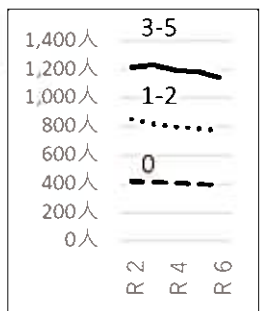
八幡西区

年齢	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
0歳	1,881人	1,832人	1,786人	1,747人	1,710人
1・2歳	3,954人	3,767人	3,719人	3,624人	3,539人
3～5歳	6,304人	6,178人	5,876人	5,712人	5,481人
計	12,139人	11,777人	11,381人	11,083人	10,730人
6～11歳	13,641人	13,376人	13,117人	12,826人	12,432人



戸畑区

年齢	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
0歳	420人	412人	406人	398人	390人
1・2歳	852人	819人	799人	785人	771人
3～5歳	1,217人	1,232人	1,194人	1,182人	1,142人
計	2,489人	2,463人	2,399人	2,365人	2,303人
6～11歳	2,584人	2,526人	2,508人	2,469人	2,426人



《資料・参考》

施策（８）「社会的養護が必要な子どもに対する支援」関連資料

「社会的養育推進計画」に関する事項について

平成29年8月にとりまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現するため、新たに「社会的養育推進計画（以下、「推進計画」）」の策定を求めています。

本市においては、これを踏まえ、「推進計画」を「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」と一体のものとして策定します。なお、「推進計画」に掲載する事項の詳細については、次のとおりとします。

1 社会的養育に関する各取り組みの今後のあり方について

（１）今後の里親等委託のあり方

「家庭養育優先原則」を踏まえ、代替養育を必要とする子どもに家庭的な養育環境を提供するため、里親家庭の増加を図り、里親等の委託を推進していくことが求められている。

＜方向性＞

◎フォスタリング（里親養育包括的支援）業務の推進

里親委託率の向上を目指すためにも、里親制度の普及啓発や里親のリクルート、里親への研修や委託後の支援等のフォスタリング業務の重要性は高まっており、それを一層推進するための実施体制を速やかに構築する。

＜今後のあり方＞

フォスタリング業務を推進していくにあたり、子ども総合センターと里親がチームとなるような実施体制を構築する。児童養護施設等の里親支援専門相談員との連携もより強化していく。

また、NPO法人等の民間機関の力を活用していくと同時に、将来的なフォスタリング業務の委託可能性を見据えていく。

＜具体的な方策＞

◎フォスタリング業務において協働できるNPO法人等のパートナーと連携する。また、将来的にフォスタリング業務を民間機関が担うことができるか検討する。

◎児童養護施設等の里親支援専門相談員による里親家庭の支援を計画的に実施し、里親の負担感の軽減や、里親家庭での不調防止を図っていく。

（２）今後の児童養護施設等のあり方

これまで、子どもを保護し、養育する専門機関として重要な役割を担ってきた児童養護施設及び乳児院については、その高い専門性とスキルを活かして、「できる限り良好な家庭的環境」の整備を進めていく必要がある。

＜方向性＞

◎小規模かつ地域分散化

これまで以上に小規模かつ地域分散化に資するため、地域小規模児童養護施設の設置などを進める。

◎ケアニーズの高い子どもへの専門的な養育の実施（高機能化）

家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯により家庭的な生活に拒否的になっている子どもや、心理職、医師や看護師など専門職の即時の対応が必要なケアニーズが高い子どもなど、より専門的ケアが必要な処遇困難児童に対応できるようにハード・ソフト両面の整備を進め、養育体制の充実に図る。

◎多機能化・機能転換

多機能化・機能転換に向けては、より在宅支援機能や里親支援機能の強化を図るため、里親支援専門相談員や家庭支援専門相談員の配置増加など、里親支援機能や在宅支援機能の強化を図っていく。

また、一時保護委託やショートステイ・トワイライトステイ、里親のレスパイトケアといった受入

機能の強化を図りながら多機能化・機能転換を進めていく。

◎母子生活支援施設の適切な運営

本市にある母子生活支援施設については、従来から母子を分離せずに人所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、今後もニーズに応じて利用されるように活用を図っていくとともに、適切な運営に努めていく。

＜今後のあり方＞

これまで社会的養護の一翼を担ってきた児童養護施設等については、これまで蓄積してきたノウハウや専門性を活かし、子どもたちの状態にあった適切な養育を推進する社会資源としての必要性を維持しながら、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進めていく。

市内の児童養護施設等で構成される北九州市児童養護施設協議会を、社会的養護の充実を推進するプラットフォームとして、また家庭や里親等との調整機関として、各児童養護施設等が各々の特徴を踏まえた養育を推進していく。

＜具体的な方策＞

◎地域小規模児童養護施設の増設を図り、施設の小規模かつ地域分散化を進める。

◎家庭養育に拒否的になっている子ども等への専門的ケア、自立支援など施設機能の強化、専門性の向上など、養育機能の高機能化を図る。

◎里親支援専門相談員を全施設に配置できるよう支援し、里親支援機能を強化する。

◎面接や心理療法等を行うことにより、親子関係再構築、早期家庭復帰に向けた支援を行う。

◎既存施設内ユニットを、一時保護、ショートステイ、里親レスパイトケア等を行う専用施設とするための必要な改修を支援していく。

◎発達障害児や知的障害児などの処遇困難児を受け入れる人数に応じて質の確保を図るための職員配置の充実を図る。

◎母子生活支援施設の適切な運営を図る。

（3）パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進

特別養子縁組は、保護者の死亡や、家族再統合が極めて困難と判断された子どもに、永続的・安定的な養育環境を提供し、子どもの養育に法的安定性を与える重要な施策である。

＜方向性＞

◎特別養子縁組制度の普及啓発

里親制度の普及啓発、里親のリクルートと併せて、特別養子縁組について普及啓発を図る。

◎特別養子縁組手続きの支援

実親の意向確認から養親の選定、縁組の成立までの各段階において、実親・養親ともに切れ目なく適切な支援を実施する。

＜今後のあり方＞

自己の子を他の者の養子とすることを希望する者から相談を受けた際には、制度について丁寧に説明し慎重に確認をとり、実親と子どもにとって最適な選択ができるようサポートしていく。

養親への支援としては、成立前の監護期間における家庭訪問や、申請手続きのアドバイスなど、養親に寄り添って成立までともに歩んで行くような支援を行う。

＜具体的な方策＞

◎里親制度の普及啓発と併せてPRを実施する。

◎実親の意向確認を慎重に、また、必要に応じて再度行うことにより、手続き開始後の不成立となるケースを防ぐ。

（4）一時保護改革に向けた取組

一時保護は、子どもの安全を迅速に確保することや子どもの適切かつ具体的な援助方針を定めるために行うものであり、虐待を受けた子ども等の最善の利益を守るために行われるものである。

一時保護の実施にあたっては、委託一時保護のさらなる活用や、安全・安心な環境で子どもの状況に応じた適切なケアの提供、並びに子どもの権利擁護のための取組みの推進が必要である。

＜方向性＞

◎委託一時保護先の確保

委託一時保護が可能な里親や施設等を確保し、子どもの特性等に応じて委託一時保護を実施する。

◎一時保護所職員の専門性向上

一時保護の目的を達成し適切な支援を行うため、研修等を通じ一時保護所職員の専門性向上を図る。

◎一時保護開始時等における子どもへの説明及び意見聴取

一時保護を開始する際は、一時保護中の子どもの権利及び制限される内容等について、子どもに対し丁寧な説明を行うとともに、一時保護中の子どもの意見が適切に表明されるよう配慮する。

◎第三者評価等による子どもの権利擁護

一時保護中の子どもから希望があった場合等において、第三者機関等が子どもから直接意見を聴取する仕組みを設けるとともに、質の高い支援の実現を図るため、定期的に第三者評価を実施する。

＜今後のあり方＞

一時保護中の子どもの権利擁護を図り、安全・安心な環境で適切なケアを提供するため、国の「一時保護ガイドライン」を踏まえた改革に取り組む。

＜具体的な方策＞

◎市内の児童養護施設及び乳児院において、一時保護児童のための居室等の整備や、一時保護児童を担当する専任職員の配置を検討する。

◎子ども総合センターは、里親や施設等の種別ごとに、委託一時保護の受入れ可能人数を常に把握し、子どもの行動上の問題や虐待の影響への専門的なケアの必要性等に応じて、受入れ先を決定する。

◎一時保護所職員は、職場内外において、一時保護に関する専門的な研修を受講する。

◎一時保護開始時に「(仮称)一時保護所のしおり」を子どもに示し、一時保護所の日課等と併せて、一時保護中の子どもの権利及び制限される内容を丁寧に説明する。

◎誰にも見られずに、子ども自身の意見を入れることができる「意見箱」を設置するなど、子どもの意見を尊重し、一時保護所での支援の向上を図る。

◎第三者機関等は一時保護所を視察し、子ども総合センターに対して指導・勧告・情報提供等を行う。

（５） 社会的養護自立支援の推進

児童養護施設等を退所する児童は、保護者の支援を受けられず、自らの努力で生活基盤を築いていかなければならないことが多いため、退所を控えた児童や退所後の児童に対し、生活や就業に関する相談に応じる等、地域社会における社会的自立の促進を図っていく必要がある。

＜方向性＞

◎普通自動車運転免許費の助成などの自立支援

普通自動車運転免許取得費用の助成や就職に有利な資格取得費用の援助、大学等への入学金の助成などの自立支援を継続していく。

◎自立援助ホームの運営支援

就労・就学しながら自立するための生活指導を行うために、自立援助ホームの運営を支援する。

◎社会的養護自立支援事業(生活相談、生活費・居住費支援)

生活費や居住費の援助、生活相談事業の推進など、自立支援の取組を強化する。

＜今後のあり方＞

生活費や居住費の援助及び生活相談を行う社会的養護自立支援事業を強化し、毎年度、退所する児童の継続支援計画をもとに、児童養護施設の児童指導員とともに支援を行っていく。

＜具体的な方策＞

◎生活相談の実施や生活費・居住費を支援する社会的養護自立支援事業を継続して実施する。

◎継続支援計画をもとに、年1回、施設退所予定者に関する支援担当者会議を実施する。

◎資格取得費用の援助など就労支援や進学支援に向けた取組を継続して実施する。

（６） 児童相談所の強化等

児童相談所(子ども総合センター)においては、児童福祉司及び児童心理司を適切に配置し、専門的な研修を受講すること等により、体制強化・専門性強化を図っていく必要がある。

＜方向性＞

◎児童福祉司及び児童心理司等の適切な配置

法令等の配置基準に基づき、子ども総合センターに児童福祉司及び児童心理司等を適切に配置する。

◎子ども総合センター職員の専門性向上

子ども総合センター職員は、必要な研修を受講すること等により、専門性の向上を図る。

＜今後のあり方＞

法令や国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司、児童心理司等の専門職を計画的に配置し、子ども総合センターの体制強化を図るとともに、これらの専門職に必要な研修を受講させること等により、人材育成を図りながら、専門性を強化していく。

＜具体的な方策＞

- ◎管轄区域の人口等により定められた法令の基準等を踏まえ、児童福祉司、児童心理司等を配置する。
- ◎児童福祉司等は、法令で義務付けられた研修や専門機関等が実施する職場外研修を受講する。

（7） 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

里親委託・施設入所中の子どもや一時保護中の子どもの権利擁護の観点から、措置中の子どもが有する権利等についての丁寧な説明や、子どもが直接意見を表明できる仕組みの整備等が必要である。

＜方向性＞

◎里親委託・施設入所の開始時等における子どもへの説明及び意見聴取

里親委託又は児童養護施設等への入所措置等を開始する際は、子どもが有する権利や困ったときの相談先等について、子どもに対し丁寧な説明を行う。また、措置変更時や措置継続中においても、今後の見通し等について丁寧に説明するとともに、子どもからも十分に意見の聴取を行う。

◎一時保護開始時等における子どもへの説明及び意見聴取〔再掲〕

一時保護を開始する際は、一時保護中の子どもの権利及び制限される内容等について、子どもに対し丁寧な説明を行うとともに、一時保護中の子どもの意見が適切に表明されるよう配慮する。

◎第三者機関等による権利擁護の仕組み構築の検討

里親委託・施設入所中の子どもや一時保護中の子どもから希望があった場合等において、第三者機関等が子どもから意見を聴取する仕組みの構築を検討する。

＜今後のあり方＞

里親委託・施設入所中の児童や一時保護中の子どもの権利を擁護するため、子どもが有する権利や権利が侵害された時の解決方法、また措置変更時等における今後の見通し等について、子どもの年齢や理解に応じた丁寧な説明及び十分な意見聴取を行う。

また、第三者機関等による子どもからの意見聴取や定期的な第三者評価の実施等により、子どもの権利を擁護する仕組みを整備していく。

＜具体的な方策＞

- ◎里親委託又は施設入所措置を開始する際、子ども総合センターは、「わたしの権利ノート」を子どもに配布し、子どもが有する権利や困ったときの相談先等について説明を行う。
- ◎措置変更を行う場合や措置継続中においても、子ども総合センター職員が子どもと面接し、措置変更の理由や今後の見通し等について丁寧に説明するとともに、子どもから十分に意見聴取を行い、できる限り方針決定に反映させる。
- ◎誰にも見られずに、子ども自身の意見を入れることができる「意見箱」を設置するなど、子どもの意見を尊重し、一時保護所での支援の向上を図る。〔再掲〕
- ◎第三者機関等は、子どもから直接意見を聴取し、里親・施設や子ども総合センターに対して、必要な指導・勧告・情報提供等を行う。

（8） 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

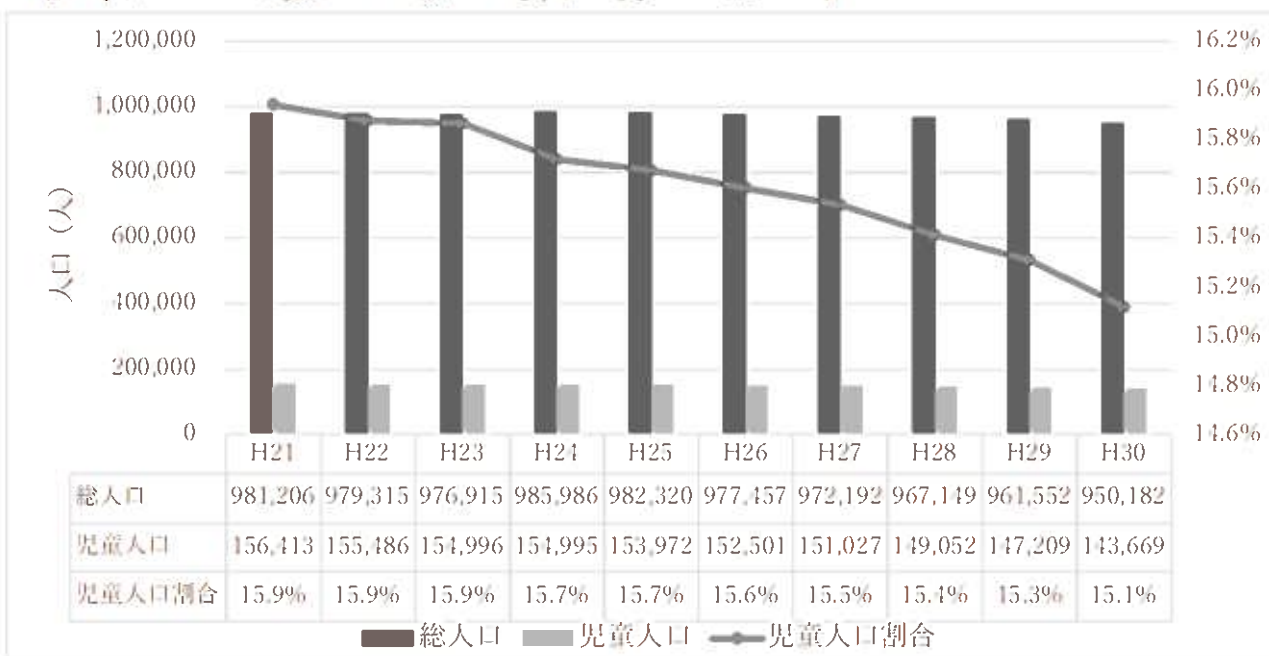
＜方向性・今後のあり方＞

本市において、更なる子ども家庭支援を促進していくために、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点など、本市におけるソーシャルワーク体制の構築を図るとともに、ショートステイ・トワイライトステイなどの支援メニューの充実を図っていく。

2 社会的養育に関する本市の現状と傾向について

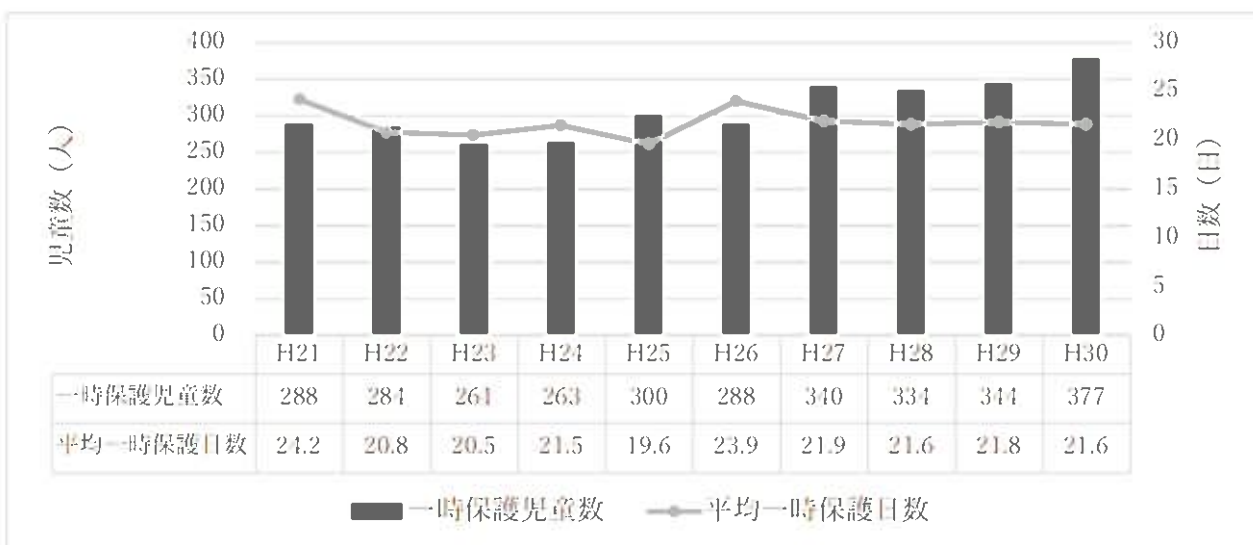
(1) 人口推移

平成30年度の児童人口は、平成21年度から12,744人減少しており、約8.1%減となっている。総人口に占める児童人口の割合も減少傾向にある。(人口は、「住民基本台帳」(各年度9月30日現在(平成30年度は年度末))による)



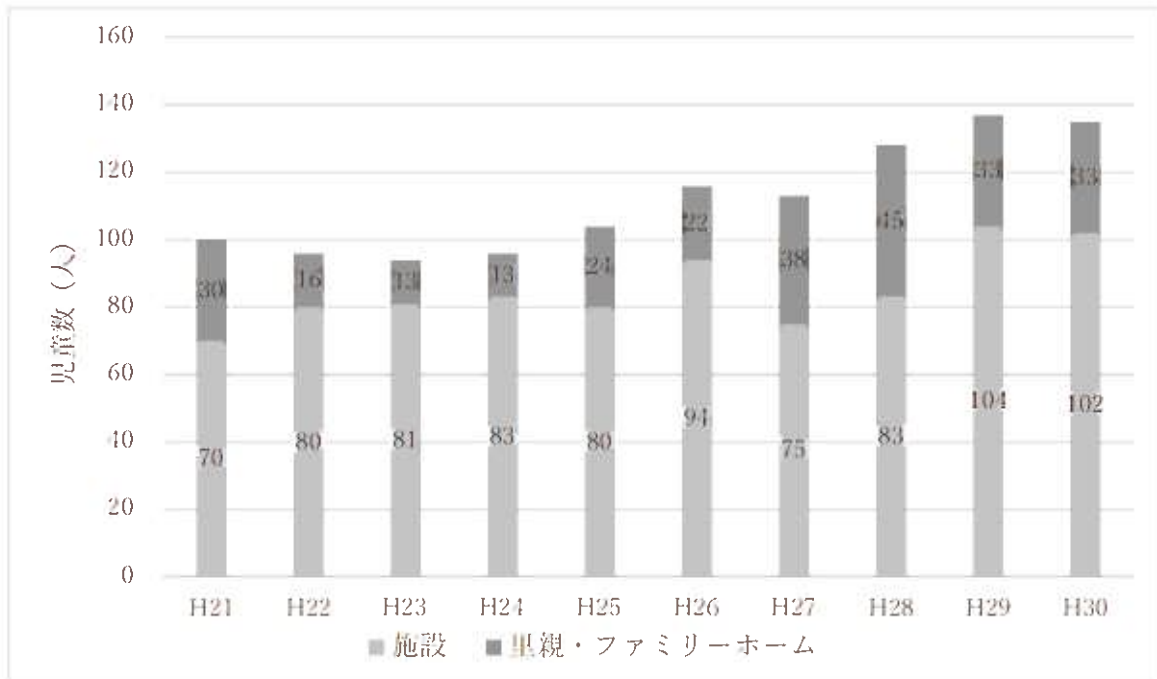
(2) 一時保護児童数・日数

平成30年度の一時保護実人員は377人と昨年度から33人増加した。



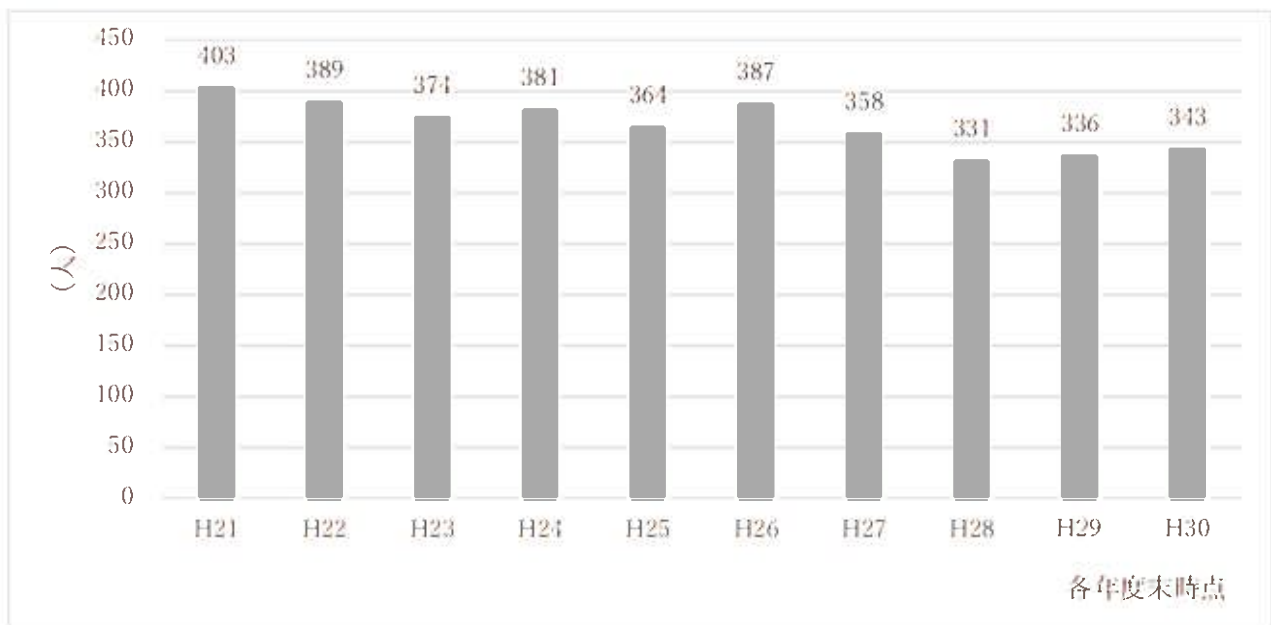
(3) 新規入所児童数

施設や里親等への新規入所児童数は、平成30年度には135名であり、過去10年間で最多であった昨年度に次ぐ児童数であった。



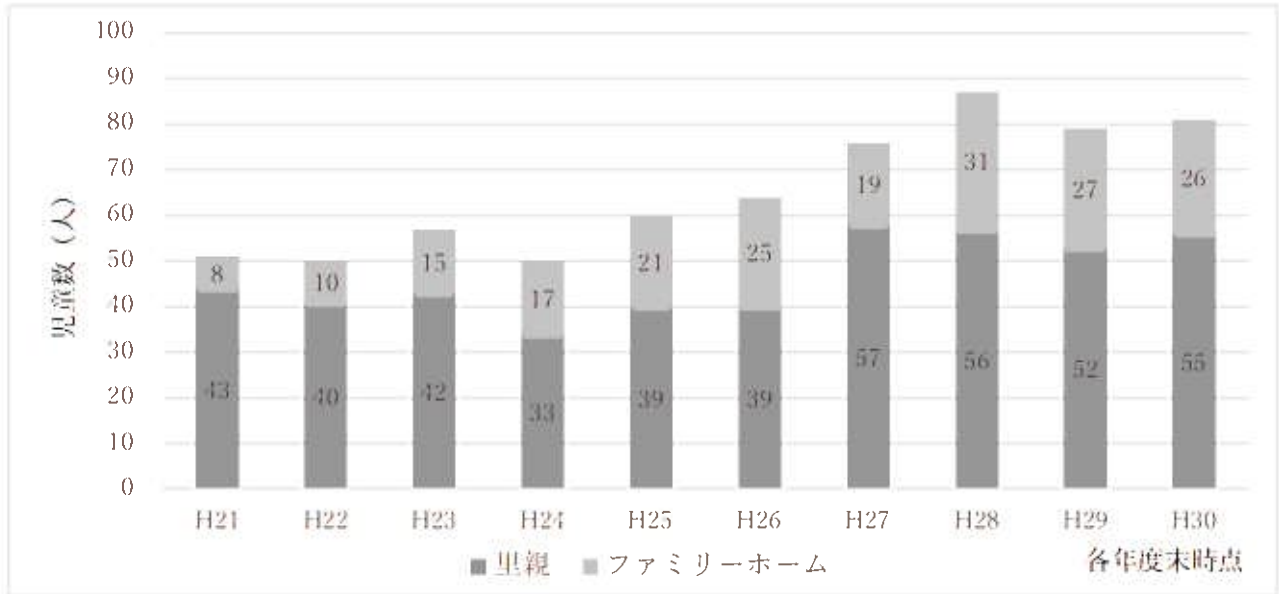
(4) 施設入所児童数

平成30年度末時点の施設入所児童数は343人であり、過去10年間を通してみると概ね減少傾向にある。



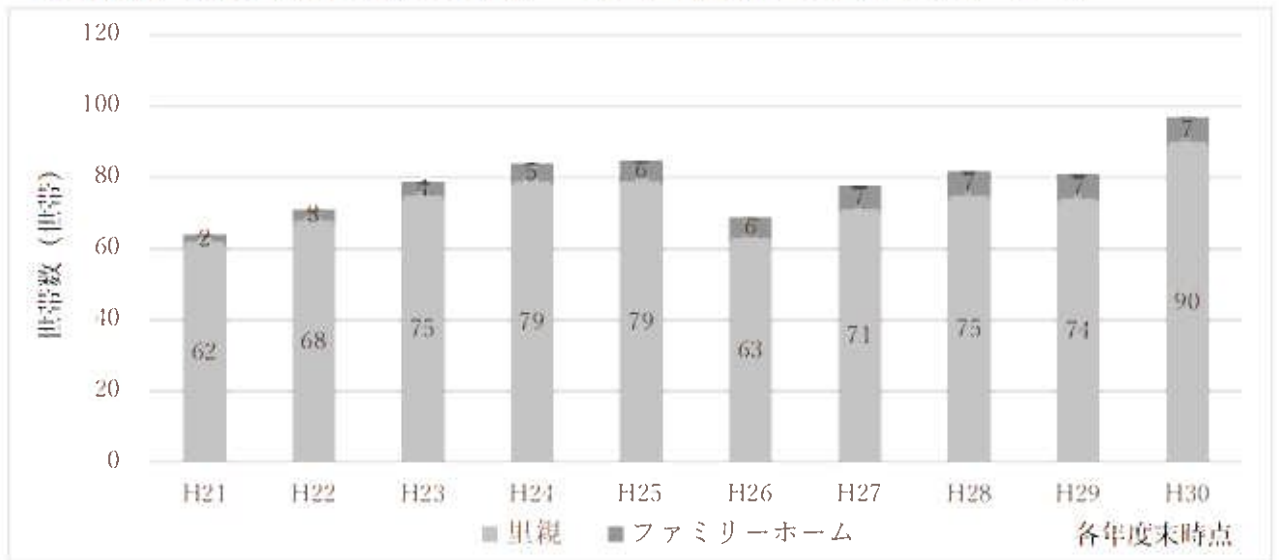
(5) 里親・ファミリーホーム委託児童数

平成30年度の里親への委託児童数は55名、ファミリーホームへの委託児童数は26名、合計で81名となっている。



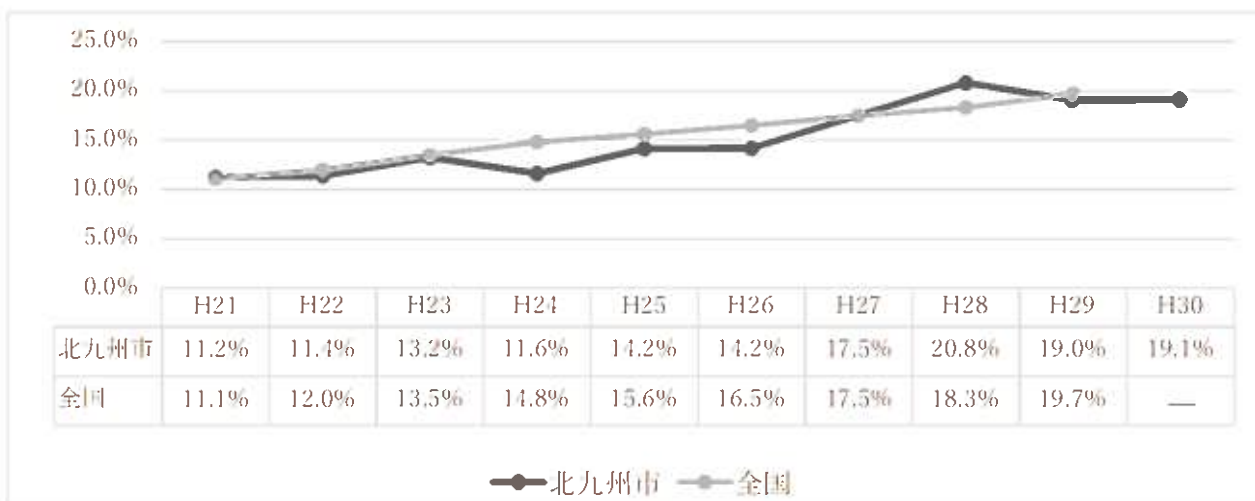
(6) 里親・ファミリーホーム登録世帯数

登録里親世帯数は、増加する年と減少する年とあるが、平成30年度は90世帯で、10年前と比較すると28世帯増となっている。また、ファミリーホームは、平成21年度に市内で初めて認定されて以降、平成30年度までで7世帯に増加した。



(7) 里親・ファミリーホーム委託率

平成 30 年度の里親委託率は 19.1%であり、昨年度より 0.1 ポイント増加しており、過去 10 年間の推移でみると、平成 21 年度の 11.2%から 7.9 ポイント増加している。

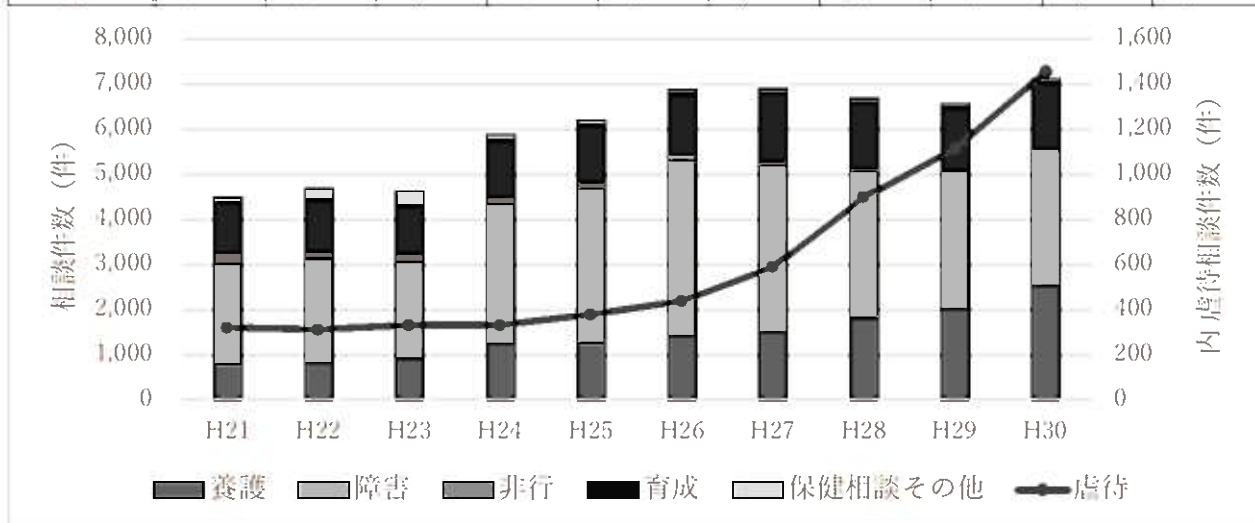


(8) 子ども総合センターにおける相談件数

養護相談のうち、虐待相談件数を取り出すと、平成 21 年度には 322 件だったところ、平成 30 年度には 1,455 件に大幅へと増加している。

(件)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
養護	797	826	923	1,245	1,272	1,419	1,495	1,812	2,019	2,526
虐待 (内数)	322	313	333	333	380	439	590	896	1,115	1,455
障害	2,224	2,308	2,141	3,099	3,407	3,867	3,691	3,246	3,048	3,017
非行	238	145	160	149	135	109	82	78	52	54
育成	1,116	1,152	1,080	1,258	1,275	1,389	1,533	1,455	1,366	1,433
保健相談 その他	117	252	324	144	123	92	97	96	84	91
計	4,492	4,683	4,628	5,895	6,212	6,876	6,898	6,687	6,569	7,121



3 本市の実情を踏まえた里親等※委託率の数値目標について

※「里親等」とは里親とファミリーホームのこと

(1) 代替養育を必要とする子ども数見込みについて

◎本市の算出

・現在(H31.3)の代替養育の子ども数については、424人(市内の児童人口143,669人×約0.30%)である。

・これに、これまで10年間に一時保護児童数及び新規入所児童数が平均年間2~3%増えていることから、潜在需要として年間2%増、10年間で約20%増える想定するとともに、10年間で約8%の児童人口が減少しているため、同様の比率で減少(5年後に4%減少、7年後に6%減少、10年後に8%減少)と想定。

・年齢階層の内訳は現在の比率をそのまま按分している。

(単位：人)

	現在(H31.3)	2024年(5年後)	2026年(7年後)	2029年(10年後)
全体	424	449	457	474
※3歳未満	42	41	45	47
※3歳以上就学前	59	62	63	66
※学童期以降	323	343	349	361

(2) 里親等委託が必要な子ども数見込みについて(国の策定要領に基づく推計)

◎国の算式をもとに推計した現在の里親等委託が必要な子ども数(344人)に、潜在需要(年間2%増)及び児童人口の減少比率を加味して、今後の見込みを算出。

(単位：人)

	現在(H31.3)	2024年(5年後)	2026年(7年後)	2029年(10年後)
全体	344	363	371	385

(3) 施設で養育が必要な子ども数見込みについて(国の策定要領に基づく推計)

◎代替養育を必要とする子ども数から里親等委託が必要な子ども数を減じたもの。

(単位：人)

	現在(H31.3)	2024年(5年後)	2026年(7年後)	2029年(10年後)
全体	80	86	86	89

(4) 本市の里親等への委託子ども数見込み及び委託率目標値について

(1)、(2)の数値を踏まえて算出すると、里親等委託率(81.2%)は、本市の実情と大きくかけ離れるため、以下の考え方にに基づき、本市の実情を踏まえた各期における里親等委託率を算出する。

<本市の実情を踏まえた里親等委託が必要な子ども数見込み>

- ◎ 今後、里親の新規開拓を推進していくことにより、本市では過去10年間の登録里親世帯増加率は121%であったが、政令市の登録里親世帯増加率の平均値(183%増)並みに増加していくと推計し、それに委託里親世帯比率54%(登録里親世帯の内、児童を委託している里親世帯の割合)と1世帯当たりの委託児童数1.8人(委託里親世帯にいる児童数の平均)を乗じて、各期の里親等委託の子ども数を算出する。

◆本市の実情を踏まえた里親等委託子ども数見込みについて

(単位：人)

	現在 (H31.3)	2024年(5年後)	2026年(7年後)	2029年(10年後)
全体	81	132	147	170

<本市の実情を踏まえた里親等委託率目標>

- ・代替養育が必要な子ども数 A (424人→449人→457人→474人)
- ・本市の実情に応じた里親等委託子ども数 B (81人→132人→147人→170人)
- ・里親等委託率 = B / A

	現在 (H31.3)	2024年(5年後)	2026年(7年後)	2029年(10年後)
国目標(全体)	—	75%(3歳未満)	75%(乳幼児)	50%(学童期以降)
本市目標(全体)	19.1%	29.4%	32.2%	35.9%
※3歳未満	14.3%	38.6%	42.2%	48.9%
※3歳以上就学前	11.9%	40.3%	42.9%	47.0%
※学童期以降	21.1%	26.2%	28.9%	32.1%